

地方独立行政法人筑後市立病院における女性職員の活躍の推進に関する一般事業主行動計画

令和3年4月1日

地方独立行政法人筑後市立病院理事長

地方独立行政法人筑後市立病院（以下「当院」という。）は、平成28年4月1日施行の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。）に基づき、地方独立行政法人筑後市立病院における女性職員の活躍の推進に関する一般事業主行動計画を策定しました。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 当院の課題

当院では、育児介護関連制度の充実により必要に応じ利用することが定着している。しかし、育児休業の制度利用はあるが育児短時間勤務の制度の利用は少ないといった制度利用に偏りも見受けられる。男性職員及び女性職員それぞれがワーク・ライフ・バランスを実現しつつ職場で活躍するためにも、より働きやすい職場環境となることを目指す。

3. 定量的目標

- 目標1：女性職員の育児休業取得割合を100%維持する。（準職員含む）

	H30年度	R1年度	R2年度
対象職員	23名	13名	14名
取得者数	23名	13名	14名
取得率	100%	100%	100%

- 目標2：令和8年度までに月平均60時間を超える超過勤務職員の割合を0%にする。

※正規職員	H30年度	R1年度	R2年度
60時間以上超過勤務者 (月平均)	1.5人	1.75人	1.58人
職員割合	0.5%	0.6%	0.5%

- 目標3：令和8年度までに年次有給休暇の年5日以上取得率を100%にする。

	H30年度	R1年度	R2年度
取得率	93.5%	94.5%	93.5%

- 目標 4: 令和 8 年度までにコ・メディカル職、事務職における役職者（主任級・課長級・部長級）の女性比率を 30%にする。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
女性比率	27.7%	25.0%	28.5%

4. 取組内容

1. （女性職員）産前休暇手続きの際に制度利用説明を徹底する。
2. 一定時間以上の超過勤務のある職員に対し、健康管理の面から臨床心理士による面談を実施するほか、業務改善等を促す。
3. 就業管理システムにより、職員の月ごとの年次有給休暇取得数を適切に管理し、取得日数が少ない職員に対しては取得促進を図る仕組みを構築する。
4. 仕事と家庭の両立ができる環境を整えることができるよう、産休・育休制度や時短勤務制度などの周知及び取得を促す。